

「清瀬市家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し」に係る市民説明会について

1. 市民説明会の概要について

- (1) 実施期間 令和元年7月28日（日） から 令和元年9月24日（火） まで
- (2) 開催場所 中里地域市民センター、清瀬けやきホール、竹丘地域市民センター、
下宿地域市民センター、野塩地域市民センター、生涯学習センター
中清戸地域市民センター、松山地域市民センター、コミュニティプラザひまわり
- (3) 開催回数 14回

実施日	実施会場	実施日	実施会場
7月28日（日）	中里地域市民センター	8月06日（火）	松山地域市民センター
7月30日（火）	清瀬けやきホール	8月18日（日）	松山地域市民センター
7月31日（水）	竹丘地域市民センター	8月25日（日）	野塩地域市民センター
8月01日（木）	下宿地域市民センター	8月30日（金）	生涯学習センター
8月02日（金）	野塩地域市民センター	9月08日（日）	竹丘地域市民センター
8月03日（土）	生涯学習センター	9月15日（日）	コミュニティプラザひまわり
8月04日（日）	中清戸地域市民センター	9月24日（火）	中里地域市民センター

「清瀬市家庭ごみ収集体系ごみ処理手数料の見直し 市民説明会」での質疑応答について

2. 主な質疑一覧と市の回答

① 実施時期等についての主な質問と回答		
付番	ご質問	市の回答
1	開催された「家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し」説明会内容は確定的なものなのでしょうか。	確定、決定事項ではありません。皆様にお示しさせていただきました内容はあくまでも市の方針案を示したものです。 これまで市民の皆様からいただいた意見等を基に、対応できる内容を検討いたします。
2	ごみ処理手数料改定及び戸別収集（収集体系変更）の実施時期とそれまでの流れを教えてください。	ごみ処理手数料改定実施についてですが、議決されることが前提となりますが、予定として令和2年6月よりごみ処理手数料を改正いたします。収集体系の変更（戸別収集など）については、同年10月より実施を予定しております。今後の予定としては、12月議会において清瀬市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例の一部を改正する条例（案）（手数料に関する条例改正案）を提出する予定となっており、議決された場合には正式決定となりますので、市民の皆様や販売店等へ周知をまいります。

② 手数料の金額についての主な質問と市の回答		
付番	ご質問	市の回答
3	ごみ処理手数料がいきなり2倍ではなく段階的に値上げをしていくことが必要だと考えます。	段階的な金額の引き上げ及び設定金額に関しては、現状に即した費用負担を求めると共に、公平な処理経費負担、ごみ減量に対する市民意識の向上、近隣市との均衡、更には、収集業務や廃棄物処理に要する費用増大など、今後の廃棄物及び資源物の安定した業務を持続可能とする為にも、ごみ処理手数料の一律的な変更が必要だと考えております。また、容器包装プラスチック類等の価格を据え置きにし、資源化率やごみの分別意識の向上を図り、排出量に応じた手数料設定をすることで、更なるごみの排出抑制と資源化につながると考えております。

4	<p>ごみ処理手数料の 2 倍の根拠について説明をお願いします。</p>	<p>ごみ処理の業務においては、中間処理施設での現在の処理費用に加え、指定収集袋作成費用、収集運搬費用、最終処分場での費用等も考慮する必要があります。しかしながら、清瀬市は平成 13 年度の有料化導入時は多摩 26 市の内 3 番目に有料化を行ったこともあり、当時の中間処理施設での処理費用のみを算出根拠とし、当該処理経費の 1/3 を市民の皆様の負担額として金額を設定しておりました。その為、今回の改定においては、指定収集袋作成費用、収集運搬費用、最終処分場での処理費用等の費用も計上し単価を設定しております。</p> <p>現状の収集一回（中型袋 20 ㍓相当）の費用負担額は 45.521 円となり、本来であれば、45 円という算出となりますが、他市との均衡を図る為に負担額を 40 円としているところです。</p>
5	<p>戸別収集でかかる費用を手数料の値上げで賄うのでは本来の趣旨と異なると思いますので戸別収集の意味と合わせて説明をお願いいたします</p>	<p>今回のごみ処理手数料の見直しについては、戸別収集を実施した場合の収集経費ではなく、現行の収集方式での収集経費を基に単価を設定しております。</p> <p>戸別収集につきましては、すでに現実化してきている高齢化社会等に対応するため、よりよい行政サービスを提供するため導入することとしております。戸別収集の目的は「排出者責任の明確化」、「分別排出の推進」、「全市的な排出方法の統一化」であり、戸別収集を実施することで市民の皆さまに最大限の効果と意識改革を図ることができると考えています。他にも、分別の指導も今まで以上に徹底していくことで、ごみの更なる減量を図り、資源化率を向上させ、循環型社会の構築を目指すものであります。</p>

6	<p>ごみ処理手数料の値上げ実施は中止すべきです。</p>	<p>ごみ処理経費に関し、本市では、平成 13 年 6 月に一般家庭ごみの有料化を導入し、市民の皆様からごみ処理手数料を徴収しております。現在、導入からすでに 18 年以上が経過しております。この間、柳泉園組合ではごみのキロあたりの処理費用を平成 18 年度に 26 円から 35 円、平成 21 年度に 35 円から 38 円へと 2 回料金改定を行っていますが、本市ではごみ処理手数料の改定を行わず、据置きとしておりました。</p> <p>また、多摩地区では、青梅、日野市に次いで、3 番目に早くから有料化を導入いたしました。現在では多摩 26 市の内、25 市が有料化を導入しており、他自治体との手数料の金額の格差も大きくなっております。</p> <p>現在のごみ処理に係る費用は、年間約 10 億円。現収集体系において、一般会計等からの持ち出しが年間 8 億円以上支出しているのが現状です。手数料の適正化については、戸別収集をするから手数料の適正化を求めるのではなく、当時の試算に基づく現在の処理費用に応じて算出したところ、当時の試算と乖離が生じております。</p> <p>また、環境省の通知からも不法投棄等抑制する観点から近隣市との手数料水準は保っていく必要があるとされております。さらに現状の収集体系においても、今後、ごみの減量とともに資源化率の向上（処理場の経費の増加）や収集運搬経費（当初の収集単価であるため、人件費や収集箇所数の増加）、処理経費等（処分場単価の増加）歳出の増加が見込まれることとなります。そのため、手数料の適正化が必要であると考えております。</p>
---	-------------------------------	--

③	戸別収集についての主な質問と市の回答	
付番	ご質問	市の回答
7	<p>戸別収集にすることで収集車台数はどれくらい増え、費用はどれくらい増えるのですか。</p>	<p>戸別収集へと移行した場合、現行台数 10 台より 6~7 台の増加を予定しております。戸別収集により収集台数の増加に加え、集積所の数や人件費が増加しているにも関わらずこれまで見直しがされていなかった収集委託経費の増加により、増える見込みとなっておりますが、概ね約 2 億円弱かかる見込みとしております。</p>

8	<p>清瀬市では 60%が集合住宅にもかかわらず戸別収集を行う妥当性を感じません。もし実施するのであれば希望する箇所のみ戸別収集を実施する方が良いのではないのでしょうか。</p>	<p>既に現実化してきている高齢化社会等に対応するため、よりよい行政サービスを提供するため導入することとしております。戸別収集においては、排出者責任が明確となることから個別指導の徹底により、一層のごみの減量や資源化を推進し、また資源物集積所等は路上や歩道にあるところが多く、交通や景観にも悪影響を与えているため、戸別収集の導入によって解消できるものであると考えております。</p> <p>希望世帯のみの収集体系変更というご意見もございますが、市内全域を対象とする清掃業務において、希望世帯のみの収集体系の変更は、当初は把握することが出来ても、後に個々が戸別に移行した場合に、収集漏れなどの収集の混乱を招く恐れがあり、市民の皆様へ安定した収集サービスを提供できない可能性があるため、希望する箇所のみ戸別収集実施は難しいと考えます。</p> <p>また、廃棄物については、基本的に敷地内で道路沿いに面してごみを取りやすい場所にごみを出していただければと考えております。戸別収集（対象は可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック、ペットボトル）の具体的なごみの排出場所についてはご自宅の形状や状況に応じて異なりますのでごみの排出先がわからない場合は、ごみ減量推進課へご連絡いただき、個別にご案内いたします。資源物については資源物置場に排出していただきます。</p>
9	<p>ペットボトルも戸別収集対象品目になるということですが新たに袋を用意しないといけないのでしょうか。</p>	<p>当初の予定では透明又は半透明の袋に限定しておりましたが、レジ袋の有料化を鑑み、排出時にペットボトルが散乱しないようであればどのような袋でも排出が可能とするように検討いたします。また袋に限定せず、かご等容器に入れて排出していただくことも可能となるよう検討いたします。</p>

④	今後の収集方法についての主な質問と市の回答	
付番	ご質問	市の回答
10	<p>不燃ごみの収集は毎週必要ないのでないのでしょうか。それなら可燃ごみの収集回数を増やしてほしいです。</p>	<p>不燃ごみの収集に関しては現行の収集方式では収集日がわかりづらく、月によっては東西の地区間で収集回数に差が生じております。毎週の収集となることで地区での不公平さの解消が見込まれるものとなりますが、再度可燃ごみの収集回数を増やすかどうかは検討いたします。</p>

11	剪定枝は電話申込しか出来ないのでしょうか。	剪定枝の申し込みについては戸別収集の実施に伴い電話による申込制になりますが、申し込み状況などを随時確認し、申し込み方法の検討を進めてまいります。
12	減免申請の対象者が清瀬市は少ないのではないですか	市では廃棄物処理手数料の減免申請において対象世帯に指定収集袋を配布しております。現在、(1)生活保護受給世帯、(2)児童扶養手当受給世帯、(3)特別児童扶養手当受給世帯、(4)児童育成手当受給世帯、(5)中国残留邦人等支援給付受給世帯、(6)東日本大震災による避難世帯が減免対象世帯となっております。ご意見いただいた通り、減免申請対象世帯に障害者世帯は含まれていない為、他市の状況に準じた対象世帯の拡充について検討いたします。

⑤ 鳥獣被害についての主な質問と市の回答		
付番	ご質問	市の回答
13	カラスや猫等の鳥獣被害が心配ですが一部黄色い袋を使用して対策を講じている市町村があると聞いております。また、ダストボックス等の配布を実施している市町村もあるようですが、市としてどのような対応をいただいているのか教えてください。	<p>ごみ袋に光学特性を利用した特殊顔料配合ポリエチレンを使用した指定収集袋を取り入れた対応等のご意見もありましたが、コストの面や効果がそれほど図られないことがあり、ごみについては各家庭で排出する際にバケツやカゴ、ネットなどの容器に入れて排出していただくことが鳥獣対策につながっているという他の自治体結果もある為、特殊加工された指定収集袋の導入は難しいと考えております。</p> <p>また、市として戸建住宅の方向けに収集ボックス等を配布する予定は現在ございませんが、カラス対策に有効な情報を様々な媒体で随時発信していく予定ですので、ダストボックスなどを用意していただき、市民の方一人一人にご協力を戴ければと考えております。また集合住宅にお住まいの方向けには、カラス除けネットの貸与等を検討しております。</p>

⑥ 市民周知についての主な質問と市の回答		
付番	ご質問	市の回答
14	今回の「家庭ごみ収集体系及びごみ処理手数料の見直し」説明会の周知方法を教えてください。	7月15日号及び9月1日号の市報に加え、市内83カ所の清瀬市掲示板と清瀬市ホームページにて開催日程を掲載いたしました。
15	分別の方法やふれあい収集、助成金などについてもっと周知をすれば値上げは不要だと思います。	ごみ処理手数料は現状に即した費用負担を求めることとしているため、周知とは別と考えております。基本的な周知媒体はホームページや市報となりますが、他にも環境・川まつりや市民まつり等の各イベントにおいても周知を図っております。また、別の媒体としてごみ分別マニュアルの作成やごみ分別アプリの提供をさせていただいております。今後も継続した周知と更なる媒体を模索しながら、多くの方へ情報が行き渡るよう周知いたします。

⑦ 指定収集袋についての主な質問と市の回答		
付番	ご質問	市の回答
16	不燃ごみなど使用頻度があまりない指定収集袋に関しては10枚入りではなく枚数を減らして販売することはできないのですか。	指定収集袋の販売につきましては枚数を減らすと、作成コストが上がることから難しい状況です。そのためこれまでと同様の10枚単位の販売となりますが、要望に少しでも近づけるため、ごみ減量推進課及び市役所、松山地域市民センター、野塩地域市民センターにて1枚単位の販売対応などが出来るよう検討を進めております。
17	何故ミニ袋を廃止してしまうのですか。また、廃止になるミニ袋はどうすればよいのでしょうか。	可燃ごみ、不燃ごみ、容器包装プラスチック類のミニ袋を全て廃止するのではなく、可燃ごみはこれまで通り販売予定としております。しかし不燃ごみ及び容器包装プラスチック類等に関しては、ごみの性質上かさばるものが多く、すぐに排出が必要でないことや販売枚数が極端に少ないという状態の為、廃止とさせていただくこととしております。ただし、現行の残っている袋につきましては令和2年6月以降も他のサイズの袋と同様に一定期間において差額券を貼っていただくことで旧指定収集袋での排出が可能となります。

18	自治会などでまとめて指定収集袋を購入し、自治会で販売はできないのですか。	指定収集袋の自治会での販売に関しては清瀬市一般廃棄物処理手数料収納事務委託実施要綱によって必要事項を定めております。不特定多数の市民が利用できるよう（１）～（６）まで定めていますが、（２）の「概ね１日８時間以上の営業をしており、営業時間内に指定収集袋等の頒布ができるなど、市民の利便性を確保できる店舗であること」等、実現が難しい項目もあるため、指定収集袋の自治会での販売はできないと考えております。
----	--------------------------------------	---

○清瀬市一般廃棄物処理手数料収納事務委託実施要綱（抜粋）

平成27年12月21日訓令第82号

（指定収集袋等取扱店）

第2条 市長は、指定収集袋、粗大ごみ処理券及びし尿処理券（以下「指定収集袋等」という。）の頒布及び指定収集袋等の処理手数料の徴収のため、清瀬市一般廃棄物指定収集袋等取扱店（以下「取扱店」という。）を定め、清瀬市一般廃棄物処理手数料収納事務を委託する。

4 取扱店の申込みができる者は、次の各号の要件を満たすものとする。

(1) 市内及び当市に隣接する自治体内において、今後1年以上継続して日常生活用品販売業務を営む見込みがあること。

(2) 概ね1日8時間以上の営業をしており、営業時間内に指定収集袋等の頒布ができるなど、市民の利便性を確保できる店舗であること。

(3) 市内外を問わず店舗を複数有する企業等が取扱店の登録を受ける場合は、一つの取扱部所により指定収集袋等及び処理手数料の集約事務が可能であること。

(4) 指定収集袋等の全てを取り扱うこと。ただし、し尿処理券は市が指定した取扱店に限るものとする。

(5) 処理手数料及び指定収集袋等の適正な管理が行えること。

(6) 法人である場合は法人税、法人事業税、法人市民税及び固定資産税を、個人である場合は所得税、個人事業税、市民税及び固定資産税を完納していること。

⑧ 集合住宅についての主な質問と市の回答		
付番	ご質問	市の回答
19	<p>集合住宅は戸別収集になってもメリットがなく、集合住宅の不法投棄も多くなると心配しておりますが、対策はあるのでしょうか。</p>	<p>集合住宅に特化した変更点はこれまで、資源物集積所が必ずしも同一敷地内になかったことを受け、一棟一か所での、ごみの排出ができるよう、敷地内に資源物置場等を設けてもらうことで、排出環境に配慮することとしています。このほかにも、集合住宅のみに、カラスなどの被害を防ぐ為、現在ペットボトル収集に使用している金属製の収集かごを、設置スペースが確保できる集合住宅に対しまして、申請により貸与することとしております。また、不法投棄等看板の設置などの注意喚起を行って参りますが、戸別収集の目的は「排出者の明確化」、「分別排出の推進」、「全市的な排出方法の統一化」であり、市民の皆さまに最大限の効果と意識改革を図ることができると考えております。現行の収集方法では排出者が特定できず、指導ができないといった課題がありますが、戸別収集により正しい排出の指導が行え、不法投棄等も減ることから全市的にご協力いただけるよう排出指導により一層徹底していきたいと考えております。</p>

⑨ 集積所についての主な質問と市の回答		
付番	ご質問	市の回答
20	<p>グリーンボックスやペットボトルの回収容器を残してほしいのですが可能ですでしょうか。</p>	<p>現状のグリーンボックス及びペットボトル回収容器については、路上や歩道に設置してある箇所が非常に多く、歩行者や車両等の通行の妨げとなっているケースが多いことから戸別収集へと移行する場合には原則撤去する予定となっております。</p> <p>また、集合住宅は敷地内であれば現状維持で検討することとしておりますが、他にも各ごみ集積所・資源物集積所の現状を再度把握し、廃止や移動などを進めていくことで歩行者や車両の妨げにならぬよう配慮することで、安全性を確保することが出来ると考えております。</p>

⑩ 市長諮問・答申についての主な質問と市の回答		
付番	ご質問	市の回答
21	手数料について諮問・答申はあったのでしょうか。	市長諮問・答申があったのは収集体系の見直しだけであり、ごみ処理手数料についてはございません。しかしながら、廃棄物減量等推進審議会においてごみ処理手数料も合わせて検討を進めさせていただき、有料化当初と現状の処理経費等の中で、見直しが必要である旨の説明において一定の了承を得ました。

⑪ 廃棄物減量等推進審議会についての主な質問と市の回答		
付番	ご質問	市の回答
22	審議会の構成はどのような人で構成されているのでしょうか。また、議論内容をもっと公開してほしいので、今後の審議会については傍聴できるよう公開してほしいです。	<p>廃棄物減量等推進審議会の構成については学識経験者1名、消費者団体代表3名、公募市民4名、市民団体代表2名、事業者3名、関係行政機関職員1名の計14名となっております。これまでの審議会については市のホームページにて議事録を公開し、今後の開催予定につきましては何らかの方法で周知を検討いたします。</p> <p>また審議会の公開についてですが、次回以降会長、委員の方と話し合いの上、検討してまいります。</p>

⑫ 他市との比較、均衡についての主な質問と市の回答		
付番	ご質問	市の回答
23	特別 23 区や埼玉県新座市・所沢市などはごみ処理手数料が無料なのに何故手数料を取る必要があるのですか	清瀬市で排出された焼却灰は現在最終処分場である二ツ塚処分場に搬入されております。多摩地域では焼却灰を最終処分場に埋立しておりましたが、埋立容量には限りがあり、新たな埋立施設を設置するスペースもない状況です。そのため平成 18 年より焼却灰をリサイクルするエコセメント化施設の稼働によって最終処分場の延命化を図っております。その為 23 区や新座市・所沢市等と比べ最終処分に係る費用が多く必要となるという背景があり、清瀬市だけでなく多摩地域のほぼ全体の課題となっております。

市民の皆様から寄せられた意見・要望について市の検討結果

【戸別収集について】付番 9

ペットボトルに関しては容器包装プラスチック類等と同じ曜日の収集となりますが、レジ袋に限らず、排出時にペットボトルが散乱しないようであればどのような袋等（収集に支障をきたさない中身が確認しやすいもの）でも排出が可能といたします。

【今後の収集方法について】付番 10、11

不燃ごみの収集に関しては現行の収集方式では西地区が月の1・3・5回目の金曜日、東地区が月の2・4回目の金曜日となっております。現行の収集方式では収集日がわかりづらく、月によっては地区間で収集回数に差が生じております。毎週の収集となることでそのような不公平さの解消につながります。また、可燃ごみ週3回の収集に関しては、特に紙量が多く含む可燃ごみの減量を進めることで、ごみから資源へととなります。その為、可燃ごみの収集回数を増やすことでごみの減量にはつながらないと考え、実施は難しいと考えております。

また、剪定枝の申し込みについては戸別収集の実施に伴い申込制になりますが、量、質などを考慮することが前提となるため電話申込といたします。今後、要望や状況に応じて、他の申し込み方法も必要と判断した場合、再度検討いたします。

【減免対象世帯拡充について】付番 12

清瀬市でも障害者世帯について他市との状況に準じた対象区分を進めております。

また廃棄物処理手数料の減免申請についての対象範囲ですが、他自治体ではご意見いただいた通り、清瀬市では対象ではない障害のある方も対象に含むなど、清瀬市より対象者が多い自治体もございます。他自治体の動向については常に情報収集し、現状把握に努めながら清瀬市でも対象世帯の拡充について検討を進めてまいります。

【鳥獣被害について】付番 13

自治体によってはダストボックスを提供しているようですが、戸建住宅の敷地や建物の構造など、多種多様であることから、ダストボックス等の貸与はいたしません。鳥獣対策に有効な方法などの情報提供をいたします。

【指定収集袋について】付番 16

指定収集袋の販売につきましてはご要望にもありましたが、枚数を減らすと作成コストが上がることから、これまでと同様の 10 枚単位の販売となります。しかしながら少しでもご要望に応えるためごみ減量推進課及び市役所、松山地域市民センター、野塩地域市民センター及び対応可能な販売店については 1 枚単位の販売が出来るよう進めてまいります。

また、現状の袋の特性を維持することとしておりますが、利便性や更なる環境保全に配慮し、再生利用にも適した素材を利用することで、環境保全につながり市民と行政が協力して資源循環型社会を構築する一助になると考え、石油を利用しない素材を取り入れることで、原油等の高騰による原価の変動にも左右されないような素材の利用を予定しております。他にも市民の方の利便性を鑑み、他市でも取り入れられておりますロール状のものを取り入れる予定としております。

【集合住宅について】付番 20

集合住宅に特化した変更点としてこれまで、資源物集積所が必ずしも同一敷地内になかったことを受け、一棟一か所での、ごみの排出ができるよう、敷地内に資源物置場を設けていただくことにより、排出環境に配慮することとしています。また申請により、現在ペットボトル収集に使用している金属製の収集かごを、ごみ置場や資源物置場に設置し、ペットボトル回収容器として活用していただきます。収集かごを設置していただいた場合は、袋でペットボトルを排出していただく必要はなく、従来通り収集かごに入れていただきます。また集合住宅のみに、カラスなどの被害を防ぐ為、カラス除けネットやダストボックスの役割をなすペットボトル回収容器などの貸与をいたします。

【廃棄物減量等推進審議会について】付番 22

審議会の傍聴については市だけで決定できる案件ではございません。会長含め、委員の方と今後話し合いの上、検討をさせていただきます。廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例・規則や要綱等には審議会の公開については規定が現在ありません。そのため清瀬市まちづくり基本条例・規則等を参照すると本来は公開が原則となっております。前回の開催につきましては、公開とすると活発な意見などが出づらくなる点を考慮し、非公開となったところでございます。また傍聴人数の上限など、詳細の検討を進めながら公開可能かどうか会長、委員の方と話し合いをさせていただきます。

※令和元年 11 月 1 日（金）に審議会を開催した中で、清瀬市廃棄物減量等推進審議会傍聴要領（案）を提示し議論の末、12 月 1 日施行する予定となっております。施行後は、要領に沿った運営をしてまいります。

